

# 授業料免除申請について

授業料免除は、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、選考のうえ授業料の全額または半額を免除する制度です。選考は本人の申請に基づき行い、選考結果が判明するまでの間は、授業料の納付が猶予されます。

- **家計基準及び学力基準を満たす必要があります。**（本学ホームページの教育・学生生活→学費・経済支援→授業料免除及び入学料免除・徴収猶予を参照）
- **本学の免除可能額を上回る申請があるため、基準を満たした場合でも必ず免除になるとは限りません。**  
※免除にならなかった場合のことを想定して、学費を工面できるようにしておいてください。
- **内容が事実と相違することが判明した場合は、選考から除外することはもちろんのこと、本学の懲戒処分の対象となることがあります。**

## 1. 選考の対象者

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 徴収の時期前6ヶ月以内（新入学者の場合は入学前1年以内）に、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という）が死亡し、または、本人もしくはその学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

※私費外国人留学生は、入国後の家計状況の変化等により授業料の納付が困難となり、かつ学業成績が優秀と認められる場合に限る。

## 2. 免除対象とならない者（選考の対象外）

- (1) 留年している者（以下の①②のいずれかに該当する者）
  - ①授業料免除の申請期において、同一学年に1年を超えて留まっている者
  - ②授業料免除申請期の前の期において最低単位数を修得していない者  
※最低単位数は本学ホームページの教育・学生生活→学費・経済支援→授業料免除及び入学料免除・徴収猶予を参照
- (2) 在籍期間が修業年限（標準修業年限）を超えた者
- (3) 研究生、科目等履修生等の非正課生、国費留学生等の授業料を徴収しない者

※（1）又は（2）に該当する場合であっても、**申請期の標準単位数を修得し、次の①から④のいずれかに該当する者は、免除対象（選考の対象）とする。ただし、留年又は修業年限（標準修業年限）超過の期間は、原則1年間とする。**

- ①病気による休学、または病気により単位修得できなかった場合【医師の診断書を添付】
- ②国費留学又は地方公共団体等からの助成による留学（いずれの場合も留学期間が半年以上）【証明するものを添付】
- ③大学院生の論文作成において、研究テーマ、研究方法等、本人の事情によらない理由で留年又は修業年限を超過した場合【証明するものを添付】
- ④その他【やむを得ない事由を証明するものを添付】
  - ・出産・育児のために休学した場合
  - ・公共機関等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合
  - ・学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と並行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の職についた場合
  - ・本人が身体障害者である場合